

○飛行場規則の作成基準に関する達

海上自衛隊達第44号
昭和32年7月29日

改正 昭和36年1月20日 海上自衛隊達第3号〔航空機の運航に関する達附則5項による改正〕

平成14年10月31日 海上自衛隊達第45号〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第2条による改正〕

平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第2条による改正〕

飛行場規則の作成基準に関する達を次のように定める。

飛行場規則の作成基準に関する達

(目的)

第1条 この達は、飛行場規則を作成するための基準を定めることを目的とする。

(作成基準)

第2条 飛行場規則の作成基準は別紙のとおりとする。

附 則

この達は、昭和32年7月29日から施行する。

附 則〔航空機の運航に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年11月1日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年1月9日から施行する。

別 紙

飛行場規則作成基準

1 総則

(1) 飛行場の所在地

飛行場の標点に対する緯度経度をもつて示し、かつ、飛行場周辺の著名な地点からの磁気方位距離をもつて示す。

(2) 格納庫並びに整備能力及び施設

修理格納庫の広さ及びむね数並びに整備能力の段階及び主要整備用施設等を示す。

(3) 滑走路（着水帯）

長さ、幅、強度、名称、着水帯については、その所在地等を示す。

(4) 飛行場燈火

各滑走路（着水帯）別の燈火の有無、種類、ロータリービーコンの位置、種類等を示す。

(5) 飛行場運営時間

ベースオペレーション、タワー、気象等の業務及び燃料補給、APU等常時利用可能の時間を示す。

(6) その他

コンパスローズ及び風向指示器の位置、保有燃料の種類並びに酸素充てん装置の有無等飛行場の概要を表わす事項を示す。

2 飛行承認

(1) 飛行計画の提出及び終結

VFR、IFR及び局地飛行に対する飛行計画の作成及び提出要領を示す。

(2) 局地飛行空域

緯度経度又は飛行場からの半径によりあるいは着名地点をつらねて明示する。空域内の飛行に関するじゅん守事項（特別防衛秘密又はこれに準ずる事項を除く。）を示し、空域内の各セクターがあるときはこれを示す。

(3) ウエザーミニマム

滑走路（着水帯）別の離陸（水）、着陸（水）別のミニマムを示す。

3 コースルール

(1) 地（水）上滑走

指示を必要とするときはこれを要求する要領、地（水）上滑走中の注意事項、水上機については陸上から水上に出る際の注意事項及びブイを離れる際の注意事項等を示す。

(2) 離着陸（水）

離着陸（水）許可を出す要領、各滑走路（着水帯）について離着陸（水）上注意すべき事項等を示す。

(3) 場周経路

旋回方向、高度、場周経路への出入要領等を示す。

(4) 編隊解散（Break-up）

実施要領、注意事項、待機空域等を示す。

(5) 武装した航空機

弾薬の装着又は取りはずし場所、使用滑走路等を示す。

(6) 着陸（水）帯内の人員、車両

特に守るべき事項、禁止事項等を示す。

(7) 制限区域及び危険区域

飛行場周辺のこれらの区域の所在地、注意事項、使用する場合の手続等を示す。

(8) アクロバットの空域

所在地、高度、使用又は通過の際の注意事項等を示す。

(9) 局地的障害物

飛行場周辺の地形又は建造物等の飛行の安全に影響を与える事項を示す。

4 航空交通管制

(1) 管制塔の任務、機能

管制する区域、対象業務内容等を示す。

(2) 計器進入手続

認可された計器進入の種類、方式、守るべき事項等を示す。

(3) G C A (A S R)

G C A (A S R) 利用上の注意事項、使用滑走路、待機時間、G C A (A S R) 訓練実施の手続等を示す。

(4) 航法援助施設

種類、位置、性能、利用時間、利用手続等を示す。

(5) 局地的気象状況

飛行場周辺の特に顕著な気象状況を示す。

(6) 脚出し

“ギヤーチェック”を行うべき場所、脚出し不能又は不完全の場合の処置等を示す。

(7) 緊急処置法

緊急事態にある航空機の処置、機位を失した航空機の処置、A D F 又はG C A (A S R) により飛行中の航空機のプルアップの場合の処置等を示す。

(8) 通信及び周波数

対空通信の種類及び周波数、管制用通信の種類、周波数及び使用区分等を示す。

5 外来機の取扱

(1) 自隊に属しない防衛省の航空機乗員に対する居住、食事、宿舍及び休養等の能力並びに航空機に対する整備及びサービス能力等を示す。

(2) 民間機に対する事項

着陸、滞在、燃料補給、整備等の可否又は能力を示す。

6 搜索及び救難

(1) 搜索及び救難能力

保有する救難用航空機、船舶及び機器並びにその所在地点等を示す。

(2) 搜索、救難手続

陸上、水上別の主要な作業要領及び飛行場内の事故機の取かたづけ要領等を示す。